



第5回

FLEC フォーラム

～家庭養護の推進と子ども子育て支援施策の包括化に向けて～

報告書

全国家庭養護推進ネットワーク

令和5年（2023）3月



一般社団法人

共生社会推進プラットフォーム

Inclusive Society Empowerment Platform

はじめに

すべての子どもたちに家庭での生活を（Family Life for Every Child: FLEC）という思いをこめて、社会的養護とその関連分野にさまざまな立場で携わる関係者が集い、相互のネットワークの構築・強化を図るとともに、実効性のある施策について意見を交わすことを目的に、毎年開催してきた FLEC フォーラムも、今回で第 5 回になります。

今年は、多くの方に会場にお越しいただき、また、4 年ぶりにレセプションを開催することができました。「家庭養護とその関連分野にさまざまな立場で携わる関係者が集い、相互のネットワークの構築・強化を図る」ことを目的とする FLEC フォーラムらしさを感じることができたフォーラムだったと思います。また、オンラインからも多くの皆様にご参加いただきました。プレセッションも含めた参加者は 530 名に上り、これまでで最も多い参加を得て開催することができました。関わってくださったすべての皆様に心から感謝申し上げます。

今回の初日のプレセッションでは、昨年よりプログラムを 1 つ増やし、「人口減少地域等における児童家庭支援センターを活用した地域家庭支援」、「これからの社会的養育に必要な施策・実践・研究の協働」の 2 つについて、議論をしました。

続く 1 日目は、特別講演として、野田聖子前こども政策担当大臣より、こども家庭庁の創設とこども施策への想いを熱く語っていただき、続く鼎談で議論を深めました。また、メインシンポジウムでは、改正児童福祉法施行に向けた期待と課題について、特に子ども家庭支援を担う人材の育成確保と財政措置のあり方を中心に活発な議論が行われました。

2 日目の午前中は、久しぶりに分科会を復活させ、5 つの分科会（「市町村機能強化の課題と展望」「特別養子縁組の在り方～特に学童期前半の子ども達について～」 「自立支援の展望」「社会的養護におけるアドボカシー」「里親とファミリーホームを増やすための方策」）を開催しました。また、午後のクロージングシンポジウムでは、社会的養護と障害児者施策の連携と協働について、互いの資源を活用し合うために何が必要か、社会的養護と障害児者施策のそれぞれの立場の方に登壇いただいて、議論を深めました。

令和 5 年 4 月には、こども家庭庁が発足し、今年 1 年は子ども基本法の施行、改正児童福祉法の試行に向けて準備する重要な期間になると思います。私たちはこうした制度改正の動向を踏まえ、その対応などを念頭に置いて活動しつつ、さらなる皆様とのネットワークを構築しながら、皆様とともに、全ての子どもに家庭での生活を、という目標を達成するための歩みを続け、その役割を果たしてまいりたいと思います。

このネットワークとフォーラムが、わが国のすべての子どもたちの未来を切り拓く一助となることを切に願っております。

令和5年3月31日

全国家庭養護推進ネットワーク

目次

■ 開催趣旨	2
■ 共同代表・設立発起人・幹事・事務局	3
■ 開催概要	5
■ プログラム	6
■ 3月10日	9
■ 3月11日	26
■ 3月12日	105
■ レセプション	231
■ アンケート結果	232

開催趣旨

FLEC フォーラムとは

すべての子どもたちに家庭での生活を（Family Life for Every Child: FLEC）という思いをこめて、家庭養護とその関連分野にさまざまな立場で携わる関係者が集い、相互のネットワークの構築・強化を図るとともに、実効性のある施策について意見を交わすことを目的に、FLEC フォーラムを開催します。

今回（第5回）の主なトピック

＜プレセッション＞

人口減少地域等における児童家庭支援センターを活用した地域家庭支援
これからの社会的養育に必要な施策・実践・研究の協働

＜メインシンポジウム＞

改正児童福祉法施行に向けた期待と課題

～特に子ども家庭支援を担う人材の育成確保と財政措置のあり方を中心に～

＜特別講演・鼎談＞

こども家庭庁の創設とこども施策への思い

＜パネルディスカッション＞

市町村機能強化の課題と展望

特別養子縁組の在り方～特に学童期前半の子ども達について～

社会的養護におけるアドボカシー

自立支援の展望

里親とファミリーホームを増やすための方策

＜シンポジウム＞

社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道～互いの資源を活用し合うために何が必要か～

全国家庭養護推進ネットワークとは

家庭養護とその関連分野の関係者相互のネットワークの構築・強化を図るとともに、実効性のある施策について、志ある方々が、それぞれの主体間の垣根や主義主張の相違を超え、横断的に交流、討議するプラットフォームとして設立いたします。

共同代表・幹事・設立発起人・事務局

共同代表

- 潮谷 義子（社会福祉法人恩賜財団済生会 会長、社会福祉法人慈愛園 相談役、前熊本県知事）
- 柏女 霊峰（淑徳大学総合福祉学部教授）
- 相澤 仁（大分大学福祉健康科学部教授）

幹事

- 相澤 仁（大分大学福祉健康科学部 教授）
- 新井 淳子（一般社団法人 こどもみらい横浜会長）
- 柏女 霊峰（淑徳大学総合福祉学部 教授）
- 上鹿渡和宏（早稲田大学人間科学学術院 教授、早稲田大学社会的養育研究所 所長）
- 北川 聡子（社会福祉法人麦の子会 理事長、日本ファミリーホーム協議会 会長）
- 佐藤まゆみ（淑徳大学短期大学部 こども学科 教授、早稲田大学社会的養育研究所客員上級研究員）
- 潮谷 義子（社会福祉法人恩賜財団済生会 会長、社会福祉法人慈愛園 相談役、前熊本県知事）
- 長田 淳子（二葉乳児院 副施設長・フォスタリングチーム統括責任者）
- 都留 和光（二葉乳児院 施設長）
- 橋本 達昌（全国児童家庭支援センター協議会 会長、一陽 統括所長）
- 藤井 康弘（東京養育家庭の会参与、元厚生労働省障害保健福祉部長） ※代表幹事
- 宮田 俊男（医療法人社団 DEN 理事長、早稲田大学理工学術院先進理工学研究科教授）
- ロング朋子（一般社団法人 ベアホープ 代表理事）

設立発起人 ※設立発起人の肩書は設立当時（2019年2月当時）

- 相澤 仁（大分大学福祉健康科学部 教授）
- 猪飼 周平（一橋大学大学院社会学研究科 教授）
- 市川 亨（共同通信編集局生活報道部 次長）
- 大谷 泰夫（日本保育協会理事長、元厚生労働審議官）
- 奥山真紀子（国立成育医療研究センターこころの診療部 統括部長）
- 大日向雅美（恵泉女学園大学 学長）
- 影山 秀人（影山法律事務所 弁護士）
- 柏女 霊峰（淑徳大学総合福祉学部 教授）

共同代表・幹事・設立発起人・事務局

- 上鹿渡和宏（長野大学社会福祉学部 教授）
唐澤 剛（元厚生労働省家庭福祉課長、元内閣官房地方創生総括官）
木下 勝之（日本産婦人科医会 会長）
榊原 智子（読売新聞東京本社 調査研究本部 主任研究員）
笹川 陽平（公益財団法人 日本財団 会長）
潮谷 義子（社会福祉法人 慈愛園 理事長、前熊本県知事）
澁谷 昌史（関東学院大学社会学部 教授）
土井 香苗（ヒューマン・ライツ・ウォッチ 日本代表）
永松 悟（大分県杵築市長）
西澤 哲（山梨県立大学人間福祉学部 教授）
西島 善久（公益社団法人 日本社会福祉士会 会長）
西田 陽光（一般社団法人 次世代社会研究機構 代表理事）
野澤 和弘（毎日新聞 論説委員）
林 浩康（日本女子大学人間社会学部 教授）
板東久美子（日本司法支援センター 理事長）
福井トシ子（公益社団法人日本看護協会 会長）
藤井 康弘（元厚生労働省障害保健福祉部長）
宮島 清（日本社会事業大学専門職大学院 教授）
宮田 俊男（大阪大学産学共創本部特任 教授、医療法人社団 DEN 理事長）
村木 厚子（元厚生労働事務次官）
村瀬嘉代子（一般財団法人 日本心理研修センター 理事長）
山縣 文治（関西大学人間健康学部 教授）
山本 詩子（公益社団法人 日本助産師会 会長）
横倉 義武（公益社団法人 日本医師会 会長）
横堀 昌子（青山学院女子短期大学子ども学科 教授）
米山 明（心身障害児総合医療療育センター外来療育部長）

事務局

一般社団法人共生社会推進プラットフォーム

理事長 藤井 康弘

事務局一同

開催概要

○プレセッション：

2023年3月10日（金） 15:30～20:00

WEB（Zoom ウェビナー） & 事後動画

○フォーラム：

2023年3月11日（土） 12:50～18:00

2023年3月12日（日） 10:30～17:05

早稲田大学国際会議場、11号館 & WEB（Zoom ウェビナー） & 事後動画

○レセプション：

2023年3月11日（土） 18:30～20:30

リーガロイヤルホテル東京

○主催：全国家庭養護推進ネットワーク

○共催：早稲田大学総合研究機構

○助成：ユニバーサル志縁センター

○対象：家庭養護の推進に興味・関心のある方はどなたでも

○参加人数：

625人（登壇者、招待、報道関係、幹事、事務局含む）

530人（登壇者、招待、報道関係、幹事、事務局を除く）

うち、プレセッションのみ200人、一般参加者330名

○Zoom ウェビナー参加者：

プレセッション：260人

1日目：147人

2日目：井深ホール：144人、分科会2：54人

○来場者：

125人（一般参加者）（1日目受付100名+2日目の追加受付25名）

○レセプション参加者：

92人

プログラム

3月10日（金）プレセッション

WEB開催 一般公開（無料）

15:30~	<p>第5回FLECフォーラムについて（共同代表挨拶・FLECフォーラムのご案内） 柏女 壺峰（共同代表／淑徳大学総合福祉学部 教授）</p>
15:45~ 17:45	<p>プレセッション① 「人口減少地域等における児童家庭支援センターを活用した地域家庭支援」</p> <p>課題提起： 橋本 達昌（全国児童家庭支援センター協議会 会長、一陽 統括所長）</p> <p>パネリスト： 後野 哲彦（児童家庭支援センター もげもげ 副センター長） 堀 浄信（児童家庭支援センター オリーブの木 運営管理責任者） 砂山真喜子（児童家庭支援センター あすなろ 相談員）</p> <p>助言者： 山口 正行（内閣官房 こども家庭庁設立準備室 内閣参事官）</p> <p>コーディネーター：大澤 朋子（実践女子大学生活科学部生活文化学科 専任講師）</p>
18:00~ 20:00	<p>プレセッション② 「これからの社会的養育に必要な施策・実践・研究の協働」</p> <p>パネリスト： 西郷 民紗（HITOTOWA、早稲田大学社会的養育研究所 客員次席研究員） 佐藤まゆみ（淑徳大学短期大学部教授、早稲田大学社会的養育研究所客員 上級研究員） 中村 豪志（早稲田大学社会的養育研究所 研究助手） 上村 宏樹（一般社団法人無憂樹 代表、 早稲田大学社会的養育研究所 客員次席研究員） 福井 充（福岡市こども家庭課 係長、早稲田大学社会的養育研究所 招聘研究員） 藤林 武史（西日本こども研修センターあかし センター長、 早稲田大学社会的養育研究所 招聘研究員）</p> <p>コーディネーター：上鹿渡和宏（早稲田大学人間科学学術院 教授、早稲田大学社会的養育研究所 所長）</p>

プログラム

3月11日（土）フォーラム1日目

ハイブリッド - 現地会場（早稲田大学国際会議場 井深ホール） & WEB -

12:20～	受付
12:50～ 13:00	代表挨拶 潮谷 義子（共同代表／社会福祉法人恩賜財団済生会 会長、社会福祉法人慈愛園 相談役、前熊本県知事）
13:00～ 13:05	来賓挨拶 藤原 朋子（厚生労働省子ども家庭局長） 池本 修悟（公益社団法人ユニバーサル志縁センター専務理事、首都圏若者サポートネットワーク事務局長）
13:05～ 14:05	特別講演「こども家庭庁の創設とこども施策への思い」 野田 聖子（衆議院議員、前こども政策担当大臣） 鼎談： 野田 聖子（衆議院議員、前こども政策担当大臣） 潮谷 義子（共同代表／社会福祉法人恩賜財団済生会 会長、社会福祉法人慈愛園 相談役、前熊本県知事） 柏女 霊峰（共同代表／淑徳大学総合福祉学部 教授）
14:05～ 14:20	休憩
	メインシンポジウム 「改正児童福祉法施行に向けた期待と課題 ～特に子ども家庭支援を担う人材の育成確保と財政措置のあり方を中心に～」
14:20～ 15:00	(第1部) 基調講演（課題提起）「子ども家庭支援を担う人材育成」 澁谷 昌史（関東学院大学社会学部現代社会学科 教授）
15:00～ 16:15	(第2部) シンポジスト発表 シンポジスト： 西尾 寿一（東京都福祉保健局 子供・子育て施策推進担当部長） 太田 一平（中部児童養護施設協議会 会長、NPO STARS 代表理事） 長田 淳子（二葉乳児院 副施設長、フォスタリングチーム統括責任者） 矢野 茂生（特定非営利活動法人おおいた子ども支援ネット 理事長） 田中れいか（一般社団法人たすけあい 代表理事） 助言者： 河村のり子（厚生労働省子ども家庭局 家庭福祉課長） 永松 悟（大分県杵築市長） コーディネーター：相澤 仁（共同代表／大分大学福祉健康科学部 教授）
16:15～ 16:30	休憩
16:30～ 18:00	(第3部) ディスカッション

レセプション -リーガロイヤルホテル東京-

18:30～ 20:30	レセプション
-----------------	--------



プログラム

3月12日(日) フォーラム2日目

10:00~	受付 ※現地受付は、国際会議場のみに設けます。前日に受付済み以外の方は、国際会議場受付へ一度お越しください。				
10:30~ 13:00	<p>ハイブリッド 国際会議場 井深ホール&WEB</p> <p>分科会 1 市町村機能強化の課題と展望</p> <p>コーディネーター： 佐藤まゆみ (原研大 大学院教授・早稲田大学社会的養育研究所客員上級研究員)</p> <p>基調レポート： 柏女 壺峰 (共同代表/法大 法大総合福祉学部 教授)</p> <p>パネリスト： 寺本 紀子 (一般社団法人 寺本社会福祉士事務所 代表) 徳本 真理 (石川県建設局 子ども家庭支援センター 社会福祉士) 内田 千乃 (大分県別府市 市民福祉部子育て支援課 参事) 増田 哲也 (千葉県津田市 子ども家庭支援センター 社会福祉士) 梅藤 裕子 (大阪府枚方市 子ども未来部 子ども育ち環境づくり子ども支援課 係長)</p> <p>助言者： 西浦 啓子 (厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課参事 特別対策推進室 室長補佐)</p>	<p>ハイブリッド 国際会議場 会議室 2 & WEB</p> <p>分科会 2 特別養子縁組の在り方~特に学童期前半の子ども達について~</p> <p>コーディネーター： ロング朋子 (一般社団法人 ペアアホップ 代表理事)</p> <p>パネリスト： 早川 悟司 (社会福祉法人 子供の家 児童養護施設 子どもの家 施設長) 白田有香里 (東京都児童相談センター相談総務課 第2担当 児童福祉課副課長 一般社団法人 COCO PORTA 代表理事) 西郷 民紗 (HITOTOWA 早稲田大学社会的養育研究所 客員上級研究員) 藤林 武史 (西日本子ども研修センターあかしセンター長、早稲田大学社会的養育研究所 招聘研究員)</p>	<p>現地会場 国際会議場 会議室 3</p> <p>分科会 3 自立支援の展望</p> <p>コーディネーター： 池本 修信 (公益社団法人 ユニバーサル志願センター 専務理事、青森県若狭サポートネットワーク 事務局長)</p> <p>パネリスト： 久保 安孝 (厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 課長補佐) 蛭沢 光 (NPO法人 なごやかサポートみらい 理事、NPO法人 ひだまりの丘 理事長) 川口 充紀 (全国自立援助ホーム協議会 制度政策委員、自立援助ホーム わだちの家 施設長) 高橋 亜美 (アフターケア相談のすけいほ 所長、アフターケア事業全国ネットワーク「えんじゅ」代表理事)</p>	<p>現地会場 11号館 901</p> <p>分科会 4 社会的養護におけるアドボカシー</p> <p>コーディネーター： 相澤 仁 (共同代表 / 大分大学福祉健康学部 教授)</p> <p>パネリスト： 谷本 幸子 (大分県中央児童相談所 企画・業績推進室 主任) 川瀬 信一 (一般社団法人 子どもあそびのまちづくり 代表理事) 安孫子健輔 (NPO法人 子どもアドボカシーセンター 顧問 理事長) 家子 直幸 (厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 子ども家庭福祉推進室)</p> <p>コメントーター： 大久保 真紀 (朝日新聞 編集委員)</p>	<p>現地会場 11号館 913</p> <p>分科会 5 里親とファミリーホームを増やすための方策</p> <p>コーディネーター： 北川 聡子 (社会福祉法人 妻の子会 理事長、日本ファミリーホーム協議会 会長)</p> <p>パネリスト： 新井 淳子 (一般社団法人 こどもみらい横浜会 代表) 渡邊 守 (NPO法人 1-アセット 代表) 石川 浩子 (NPO法人 青少年の自立を考える会 ファミリーホーム「はるかの家」ホーム長)</p> <p>助言者： 藤井 康弘 (代表理事 / 元厚生労働省障害保健福祉部 参事) 上鹿渡和宏 (早稲田大学人間科学部 教授、早稲田大学社会的養育研究所 所長)</p>
13:00~ 14:00	休憩				
ハイブリッド - 現地会場 (早稲田大学国際会議場 井深ホール) & WEB -					
14:00~ 17:00	<p>クロージングシンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道 ~互いの資源を活用し合うために何が必要か~」</p> <p>基調講演「障害児者施策の現状と社会的養護との連携について」 矢田貝泰之 (厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 企画課長)</p> <p>シンポジスト： 藤崎 賢治 (札幌市子ども未来局児童相談所 家庭支援課長) 下川 陽子 (社会福祉法人妻の子会 子ども家庭暮らし部門サブディレクター、ファミリーホームミモザ 養育者) 津田 克己 (児童家庭支援センターしらゆり センター長) 中村 賢司 (社会福祉法人大洋会 児童家庭支援センター大洋 所長) 恒松 大輔 (自立援助ホームあすなろ荘 ホーム長、全国自立援助ホーム協議会 事務局長) 米山 明 (社会福祉法人全国心身障害児福祉財団 全国療育相談センター センター長)</p> <p>助言者： 岩上 洋一 (全国地域で暮らしそうネットワーク 代表) 加藤 正仁 (うめだ あげぼの学園 園長、一般社団法人全国児童発達支援協議会 (CDS JAPAN) 会長) 北川 聡子 (社会福祉法人妻の子会 理事長、日本ファミリーホーム協議会 会長)</p> <p>コーディネーター：野澤 和弘 (植草学園大学 副学長・教授)</p>				
17:00~ 17:05	<p>閉会の挨拶 潮谷 義子 (共同代表 / 社会福祉法人恩賜財団済生会 会長、社会福祉法人慈愛園 相談役、前熊本県知事)</p>				

プレゼセッション
2023年3月10日（金）

プレセッション開催にあたり（共同代表挨拶）

柏女 霊峰

（共同代表／淑徳大学総合福祉学部教授）



皆様、本日はコロナ禍第 8 波がようやく収束に向かいつつある中、第 5 回目の FLEC フォーラムプレセッションに WEB 参加いただき、本当にありがとうございます。本フォーラムの主催者である全国家庭養護推進ネットワークの共同代表の 1 人である柏女と申します。今大会は早稲田大学総合研究機構にも共催いただいております。明日から第 5 回 FLEC フォーラムが本格的に開催されますが、本日はそのプレセッションの位置づけとなっており、全ての方に無料参加いただいております。本日は 200 名以上の方にご参加いただいております。本当にありがとうございます。なお、明日明後日は 300 人以上の一般参加の方にご登録をいただいております。これまでで最も多い数になっているかと思っております。本当にありがとうございます。私からは、このプレセッション開催にあたってのご挨拶と、明日からの本フォーラムの趣旨について短くご説明を申し上げたいと思います。

平成 28 年の児童福祉法改正において、わが国の社会的養護においては、里親委託をはじめとする家庭養護が原則とされ、さらに子どもたちのパーマネンシー保障という観点から、特別養子縁組を推進する方向が明確に打ち出されました。家庭養護を現場で実際に推進するためには、様々な関係者相互のネットワークを構築、強化するとともに、それぞれの現場で関係者が共通認識の下、密接に協力して、具体的な対策に取り組むことが必要となります。また今後は障害児施策や子育て支援施策、母子保健施策、さらには学校教育等の関連分野との連携と協働もますます重要性を増してきています。私たちはこ

のような認識の下、平成 31 年 2 月から年 1 回の FLEC フォーラムを開催してきました。今回はその 5 回目になります。折しも令和 4 年には、家庭養護をさらに推進する改正児童福祉法が公布され、令和 6 年 4 月から施行に向けて現在精力的な準備が進められています。また本年 4 月には、こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁が発足し、こども基本法も施行されることとなっています。そこで今回は、「家庭養護の推進と子ども子育て支援施策の包括化に向けて」という大会テーマを設定し、こども家庭庁創設にご尽力された野田聖子前こども政策担当大臣をお迎えしてお話を伺い、メインシンポジウムテーマを、「改正児童福祉法施行に向けた期待と課題」として討論を進めることといたしました。これまで通り分科会も 5 つ用意し、クロージングシンポでは社会的養護と障害児施策の連携、協働のあり方について話し合うことといたしました。なお今大会ではユニバーサル志縁センターからの助成もいただいておりますことを感謝とともにご報告申し上げます。

プレセッションではこれまでと異なり、かなり思い切って 2 セッションとし、児童家庭支援センターの在り方検討ならびに、ここ数年実施している社会的養育における施策・実践・研究の協働の在り方。この 2 つをテーマとして採り上げることといたしました。企画内容の詳細につきましては、それぞれの担当幹事である橋本氏、上鹿渡氏から趣旨説明がありますので、ぜひご参加をいただければと思います。

プレセッションは今回も WEB 参加のみとさせていた

プレセッション開催にあたり（共同代表挨拶）

だき、参加費無料で参加できるほか、事後動画の配信もさせていただくこととしております。なおこの企画にWEB参加され、有意義なひとときを過ごされた方々は、ぜひ明日からのフォーラムもご参加いただきますようお願いいたします。詳しい内容、参加方法については、共生社会推進プラットフォームのホームページをご参照ください。今日まで申し込むことができます。

それでは皆様方のご協力により、実りある議論になりますようお願いをして、私の挨拶、趣旨説明とさせていただきます。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

プレセッション① 「人口減少地域等における児童家庭支援センターを活用した地域家庭支援」

プレセッション①

「人口減少地域等における児童家庭支援センターを活用した地域家庭支援」

課題提起：

橋本 達昌（全国児童家庭支援センター協議会 会長、一陽 統括所長）

パネリスト：

後野 哲彦（児童家庭支援センター もげもげ 副センター長）

堀 浄信（児童家庭支援センター オリーブの木 運営管理責任者）

砂山真喜子（児童家庭支援センター あすなろ 相談員）

助言者：

山口 正行（内閣官房 こども家庭庁設立準備室 内閣参事官）

コーディネーター：

大澤 朋子（実践女子大学生生活科学部生活文化学科 専任講師）



※本セッションは、令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「人口減少地域等における児童家庭支援センターを活用した地域家庭支援」の一環として実施しました。報告書等については、一般社団法人共生社会推進プラットフォーム または、全国児童家庭支援センター協議会のHPにて公開しているものをご参照ください。

プレセッション②
「これからの社会的養育に必要な施策・実践・研究の協働」

プレセッション②

「これからの社会的養育に必要な施策・実践・研究の協働」

パネリスト：西郷 民紗（HITOTOWA、早稲田大学社会的養育研究所 客員次席研究員）

佐藤まゆみ（淑徳大学短期大学部教授、
早稲田大学社会的養育研究所客員 上級研究員）

中村 豪志（早稲田大学社会的養育研究所 研究助手）

上村 宏樹（一般社団法人無憂樹 代表、
早稲田大学社会的養育研究所 客員次席研究員）

福井 充（福岡市こども家庭課 係長、
早稲田大学社会的養育研究所 招聘研究員）

藤林 武史（西日本こども研修センターあかし センター長、
早稲田大学社会的養育研究所 招聘研究員）

コーディネーター：

上鹿渡和宏（早稲田大学人間科学学術院 教授、早稲田大学社会的養育研究所 所長）



プレセッション②
「これからの社会的養育に必要な施策・実践・研究の協働」

早稲田大学社会的養育研究所
<https://waseda-ricsc.jp/>

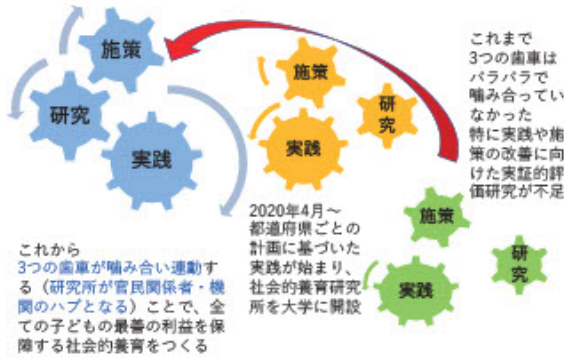
- 2016年改正児童福祉法に初めて子どもの権利と家庭養育優先原則が示され、社会的養育体制構築の大変革期を迎えた。
- 2020年度から各自治体は5・10年の計画を策定し実践展開。
- 2022年の法改正を経てさらなる発展が期待されている。
- 2020年4月に社会的養育研究所を開設し、7月より日本財団助成を受けて新たなシステムの構築に向けて評価研究、実践現場への情報提供やプログラム開発・導入等に取り組む。
- 2021/22年度厚生労働省調査研究事業として社会的養育推進計画の策定・実践に向けた調査研究実施。国、自治体、民間、関連領域様々な分野の専門家や研究者をつなげる役割も担う。

早稲田大学 2023年 3月25日(土) 13:00-16:30
社会的養育研究所
事業報告会
会場：早稲田大学121号館 コマク100周年記念ホール
参加費無料

開催プログラム

- 開会のご挨拶
- 研究所設立の経緯と概要
- 研究者の取り組みについて
 - 新しい社会的養育実践に必要なプログラム・システム等の開発・導入
 - フォスターング・アセスメントの開発
 - 包括的乳幼児単親養育支援のためのプログラム開発
 - フォスターング機関評価方法の開発・評価
 - 養育者支援プログラム活用促進に向けた取り組み
 - 自治体モデルプロジェクト実施のサポート・評価
 - 東京都府県・児童福祉司の協力
 - 調査実施・評価方法の検討
 - 研究の普及・発信、4年度より、公表する養育実践研究報告書
 - 子どもの権利・ケアプランの活用促進に向けた取り組み
 - 自治体モデルプロジェクト実施のサポート・評価
 - 調査実施・評価方法の検討
 - 調査実施・評価方法の検討
 - 研究の普及・発信、4年度より、公表する養育実践研究報告書
 - 子どもの権利・ケアプランの活用促進に向けた取り組み
- 質疑応答、研究所への期待・受取など
- 閉会のご挨拶

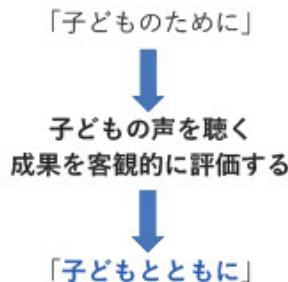
研究・実践・施策を連動させた社会的養育の構築



【プロジェクト概要】

- 社会的養育に関するエビデンス・情報の整理・蓄積と提供
厚生労働省令和3年度・4年度調査研究事業として社会的養育推進計画
の実践に向けた調査研究
子ども家庭ソーシャルワーカーの養成のあり方に関する調査研究
- 新しい社会的養育実践に必要なプログラム・システム等の開発・導入
 - 単親候補アセスメント方法開発
 - Skills to Foster (登録前研修) 日本版開発
 - 包括的乳幼児単親養育支援のためのプログラム開発、トレーニング・
コンサルテーション
 - フォスターング機関評価方法の検討・開発
 - 親子分離予防ソーシャルワークの実態把握 (2022年度より)
 - 保護者支援プログラム活用促進に向けた取り組み (2022年度から)
- 自治体モデルプロジェクト実施のサポート・評価
- 関係者ネットワークの構築と人材育成
- 子ども当事者の意見聴取、研究所事業への反映
- 関係者・機関、社会全体に向けての発信・協働の呼びかけ

「子どものために」で終わらせない





プレセッション② 「これからの社会的養育に必要な施策・実践・研究の協働」

フォスタリング機関の評価のあり方に関する調査研究

早稲田大学社会的養育研究所
西澤 民妙

はじめに

早稲田大学社会的養育研究所では、2020年度より日本財団の助成を受けて「フォスタリング機関の評価のあり方に関する調査研究」を実施しています。

発表にあたり、2022年度調査研究報告書は、最終案の策定段階のため、現時点での報告書(案)のご紹介となりますことをご容赦ください。

最新の報告書は、当研究所のWEBサイトで4月頃に公開予定です。(2020年度報告書・2021年度報告書は公開済み。)

今日お話しすること

1. 調査研究実施の経緯
2. 評価指針(案)の概要
3. 評価基準の具体例(一部)
4. 2022年度の調査を通じての気づき
5. 研究・実践・施策を連動させるために必要なこと

1. 調査研究実施の経緯

- 2017年 「社会的養育ビジョン」
7.子どもの権利を守る評価制度の在り方
評価対象施設は、フォスタリング業務を行う機関(フォスタリング機関)を含める必要がある
- 2018年 「フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン」
○一民間フォスタリング機関による業務の実施状況をモニタリングし、評価するとともに、必要に応じ、適切な指導を行うことが必要である。
○フォスタリング業務の評価に当たっては、児童相談所、民間フォスタリング機関、里親の各関係者等に加え、より多角的な評価を行う観点から、例えば里親委託等推進委員会を諮詢するなど、第三者の立場で評価を行うことが可能な学識経験者を含めた組織体を構成して行うことが望ましい。
- 2022年 「令和3年度 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書」
○一里親支援機関(フォスタリング機関)を児童福祉施設として位置づける。これに伴い、里親支援機関(フォスタリング機関)の第三者評価が確立されることとする。

1. 調査研究実施の経緯

当研究所では、2020年度より、子どもの権利擁護を回り、養育と支援の質を向上させることを目的として調査研究を実施。

- 2020年度 英国の評価機関オファステッド(OFSTED)及び、日本の社会的養育にかかわる評価制度(社会的養育関係施設、児童相談所・一時保護、民間あっせん機関)を先行研究を調査。オファステッドの調査は、山口大学(早稲田大学)が実施
- 2021年度 2020年度調査を参考に、フォスタリング機関ガイドライン、里親委託ガイドライン、里親及びFPL養育指針、参考文献等をもとにフォスタリング機関の評価項目(試案)を作成
- 2022年度 ご協力頂ける民間機関にて試行調査(1箇所)を実施し、調査結果をもとに検討委員会、評価方法の改善案を検討、当研究所内のフォスタリング機関の評価指針(案)を策定。
※試行調査の評価調査チームは、実務経験者及び研究者(検討委員)で構成

1. 調査研究実施の経緯

試行調査のプロセス



※一部、省略などが変更になったものがあります。

2. 評価指針(案)の概要

目的

子どもの養育の利益の実現のために、里親養育のもとで育つ子どもの権利擁護を回り、養育と支援の質を向上させることを目的とする。

対象

一通常のフォスタリング業務を包括的に実施する機関(フォスタリング機関)を対象とする。今回は、民間フォスタリング機関を対象として、検討を行ったが、児童相談所がフォスタリング機関となる場合も準用できることを目指す。

基本的な考え方

- ▶ 評価の基本的原則：「子どもを中心として、サービスを捉えること」
評価が大人の視点に立ちやすいこと、支援者とサービス利用者の間に距離のずれが生じている可能性があることから、実際にサービスを受けている子どもを中心として、これまで以上に、子どもの視点を大切にサービスの実質を捉える。
- ▶ 評価の焦点：「子どもの健やかな育ちに対する影響を評価すること」
実施上の手続より、子どもの健やかな育ちに対する養育と支援の影響に焦点を当てることを優先する。子どもたちが、健やかな子ども期を過ごしているか、日常的にどのような生活や遊びの経験をしているか等を重視。

2. 評価指針(案)の概要

評価基準の構成

フォスタリング機関ガイドライン等を参考に、評価が必要だと考えられる項目を5部構成44項目(平均)の評価基準として整理した。

- I. フォスタリング機関の運営・体制
リーダーシップ、人材育成、職場環境、情報管理、法令遵守等
- II. 都道府県(児童相談所)とのパートナーシップ
支援の連続性、協働関係、協働のプロセス、協働の資源等
- III. フォスタリング業務の結果的な実施
里親のリクルート及びアセスメント、里親研修、マッチング等
- IV. チーム養育の充実
里親とフォスタリング機関の関係性、チーム養育、支援の質等
- V. 里親養育のもとで育つ子どもの経験
子どもの権利擁護と養育の利益の優先、子どもの基本的な生活等

プレセッション② 「これからの社会的養育に必要な施策・実践・研究の協働」

2. 評価指針(案)の概要

判定基準

- S** 特に優れた取組みが実施されている (特に優れている/他と比べて際立った状態)
- A** 適切に実施されている (良い/十分な状態)
- B** やや適切さにかける (良いものにするには改善が必要な状態)
- C** 適切ではない、または実施されていない (改善が期待される/不十分な状態)

結果の活用

- ▶ 評価に基づく改善活動は、フォスタリング機関を始めとして、養育チームや児相等、関係機関が対話し協働して行う。
- ▶ 今後の取組みについてまとめた子ども向けレポートも作成する。子ども向けレポートは、できるだけ平易な言葉を用いて要点を伝える。

4. 2022年度調査を通じての気づき

前提として、調査内容や評価基準・調査対象の検討等、見直しや再検討が必要になったこと、また、評価機関・評価者をどうするかなど、検討を続けるべきことは様々なあった。

評価を希望する理由 (公募時)

- ・自分たちの方法がこれでいいのか、物により良いやり方はないか知りたい
- ・自分たちの支障の負し難しを知ることができないか、他機関と比較してどうか
- ・自治体内での仕組み上の課題について助言が欲しい
- ・子どもへの支障をもっと改善したい

第三者評価の意義

- ・機関の内部では見えていなかったことへの気づきにつながる
- ・別の考え方があるということを知って、業務を見直すきっかけになる
- ・疑問に感じていたことを指摘してもらうことで改善のきっかけになる
- ・制度的な課題点の指摘や改善のための助言・情報提供を得られる

インタビュー協力について子どもたちの反応

子どもたちからは、意見だけでなく子どもにも意見を聞くこと、意見を交換し合える機会になること、子どもの意見が活かされるのが良い等、総じて好意的な感想があった。

専門性に依拠した内発的な動機による評価と、改善に向けて試行錯誤できることが重要

3. 評価基準の具体例 (一部) - 第III部 -

III フォスタリング機関の制度的な取組	
11	<p>フォスタリングチームの体制整備と協働の実現</p> <p>フォスタリングチームの体制整備について分岐を行い、独自のアプローチを実行しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 連携推進者の担当や役割を明確にする理由、認知方法、問い合わせ件数等を把握している <input type="checkbox"/> 収集した情報をもとに、連携を強化するための現状分析を行っている <input type="checkbox"/> ネットワークの特徴に合わせた協働的な活用アプローチを実行している <p>(協働的な取組は、ボスターの協働、マフリン・ワイルドの協働、ボスター・インテグレーション、県内自治体の協働、アソビ・フジの協働、東海大学の協働、インテグレーション(ホームワーク、協働)による協働の実現、東海大学及び協働者の協働、協働・コラボレーションの協働、東海大学の協働等に関する取組が挙げられること)が評価の対象となる。</p>
12	<p>フォスタリングチームのための制度的な取組</p> <p>問い合わせ件数や研修参加、業務の効率化など目標を立て、効果的な研修実施と見直しを行っているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 問い合わせ件数や研修参加、業務の効率化などの具体的な目標を立てている <input type="checkbox"/> 取組みの効果を見直し、連携の強化や見直しを行っている <input type="checkbox"/> 業務効率化についての情報発信が問い合わせの増加や業務負担につながっている
13	<p>問い合わせへの対応とガイドランス</p> <p>問い合わせに対応し、業務の効率化やサポート体制などを丁寧なガイドランスしているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 問い合わせの対応が丁寧に行われている <input type="checkbox"/> 関心を持っていただいた市民からの問い合わせに迅速に対応している <input type="checkbox"/> 養育支援への経済的なサポートや業務負担など不安や負担感を軽減できるような説明をしている <input type="checkbox"/> 子どもたちのニーズや行動特性、業務の効率化などを丁寧にガイドランスしている <input type="checkbox"/> 実子がいる家庭に対しては、実子との関係など不安を軽減する工夫をしている

5. 研究・実践・施策を連動させるために必要なこと

- ✓ フォスタリング業務ガイドラインの更なる充実 - 最新の研究・実践に基づいたものへ
- ✓ 職員の方々の研修・交流・学び合いの場の強化 - 実践知や研究知の共有、若い
- ✓ 質の向上のための第三者評価の活用(利用) - 初期は特に評価機能が重要

「子どものために始めた取り組みが、子どもにとってどのような結果をもたらしているのか？」

- 権利擁護システムの一つとしての第三者評価
- ①利用者視点で見るときに、質の改善に寄与したか
 - ②機関共通の課題があるときに、制度の見直しにつながったか

将来的に、フォスタリング機関評価の仕組みそのものの「評価」と見直しも必要

3. 評価基準の具体例 (一部) - 第IV部 -

IV チーム運営の充実	
18	<p>連携とフォスタリング機関の関係性</p> <p>連携とフォスタリング機関は十分なコミュニケーションを図り、信頼関係が築かれているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 連携とフォスタリング機関は十分なコミュニケーションをとっている <input type="checkbox"/> 連携とフォスタリング機関は双方向の信頼関係を構築している <input type="checkbox"/> フォスタリング機関は、連携が日常的に相談しやすい環境を作るようにしている <input type="checkbox"/> 連携は、連携上の課題や申し込みに応じた場合には、早い段階でフォスタリング機関に相談し、結果に耳を傾けている
20	<p>チーム運営と支援ネットワーク</p> <p>連携とフォスタリング機関、児童相談所はチーム運営の意識を持ち、子どもに重要な支援を行っているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 連携とフォスタリング機関、児童相談所は、チーム運営を推進して行うという意識を持っている <input type="checkbox"/> 養育チームは、ミーティングなどを通じて相互に連携し、課題解決を模索している <input type="checkbox"/> 連携とフォスタリング機関は、養育で必要となる社会資源の利用について話し合っている <input type="checkbox"/> フォスタリング機関は、子どものニーズに応じて、児童養育を担う支援する地域ネットワーク「応援チーム」を構築するよう努めている <p>(応援チームとは連携するよう努めている)</p>

ご静聴いただき、誠にありがとうございました。

本調査にご協力くださったすべての皆様に心より御礼申し上げます。

早稲田大学社会的養育研究所の調査報告書は、下記URLまたはQRコードからご覧いただけます。

<https://wasada-risco.in/report/>



早稲田大学社会的養育研究所
西条 晃紗
saigo@aoni.waseda.jp

3. 評価基準の具体例 (一部) - 第V部 -

V 児童養育のもとで育つ子どもの状態	
1	<p>子どもの権利擁護と養育の利益の確保</p>
28	<p>子どもの権利についての理解促進</p> <p>子どもに対して、権利についてわかりやすく説明し支援しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 子どもの権利ノートも配布し、子どもの権利について分かりやすく知れている <input type="checkbox"/> 養育は、子どもの権利を保障し、日常生活の中で子どもの権利をサポートしている <input type="checkbox"/> 養育と児童相談所は、子どもの年齢や発達に合わせた方法で、説明方法を工夫している
30	<p>子どもへの説明と意見聴取</p> <p>養育について、子どもが理解できるような説明と意見聴取が適切に行われているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 説明方針や方法について、子どもに分かりやすく説明している <input type="checkbox"/> 子どもに対して説明の目的を明らかにし、子どもが話しやすい環境を確保している <input type="checkbox"/> 定期的に子どもの意見を把握し、子どもの意見が養育内容等に反映されている
34	<p>子どものウェルビーイング</p> <p>子どもは、日常の中で養育の中心となる職員・養育員と関わりながら生活を送っているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 子どもは、日常的に十分な社会的な生活を送るよう養育されている <input type="checkbox"/> 子どもは、心身ともに健康的な生活が送れるよう養育を受けられ、必要な支援を受けられるようになっている <input type="checkbox"/> 子どもは、基本的な生活習慣(起床・食事・遊び・勉強・睡眠)を身につけられるよう支援されている <input type="checkbox"/> 子どもは、多様な活動(文化・芸術・文化)に参加し、機会を確保されている <input type="checkbox"/> 子どもは、年に数回は文化的活動(映画・美術館・博物館等)を行う機会を確保されている <input type="checkbox"/> 学習意欲を十分に引き出すよう学習環境が整えられている <input type="checkbox"/> 養育に必要な支援の決定は、子どもに説明し、意見を聞いた上で、合意するようになっている

プレセッション② 「これからの社会的養育に必要な施策・実践・研究の協働」

第5回FLECフォーラムプレセッション②
「これからの社会的養育に必要な施策・実践・研究の協働」

家庭養育推進自治体モデルプロジェクト「山梨県」

「代替養育児童のパーマナンス・プランニング・モデルの開発的研究」

淑徳大学短期大学部 教授
早稲田大学社会的養育研究所 客員上級研究員
佐藤 まゆみ

日本財団と山梨県による「家庭養育推進自治体モデル事業に関する協定」

○日本財団と山梨県は、児童福祉などの家庭養育の推進や、親子交流、親子会館の活用などに取組むことにより、すべての子どもが健やかに育ち、安全で愛されたい家庭において育つ機会を確保するため、連携プロジェクトを実施。

○本事業を通じて、家庭養育推進の成果、課題等を検証し、全国に広がる取組を促していくためのモデルケースの蓄積に、モデルの構築を目指す。

1 協定名 家庭養育推進自治体モデル事業に関する協定(期間 R3.4.1～R3.3.31 (3年))

2 締結日 令和3年3月24日

3 締結者 日本財団、山梨県

4 役割

日本財団	山梨県
・事業実施に伴う費用について、協定の範囲により決定した取組に対し、最長5年間、月給額を協定して助成。(1億円/年/5年間=5億円)	・令和7年度末までに、3歳未満の児童養育施設77施設(うち、児童養育推進型)の増設、成長施設(早稲田大学養育支援センター)の整備のためのデータ提供。

5 事業内容

実施法人名	事業名
(1) 乳児院、児童養育施設等の児童福祉施設	① 研修・情報交換事業(1年) ② 家庭支援及び地域の子育て支援事業「7ヵスタンプ事業」(2年) ③ 子育て支援センター(2年) ④ 子育て支援センター(2年)
(2) 親子交流、親子会館の活用、子どもの家庭養育の推進	⑤ 子育て支援センター(2年) ⑥ 子育て支援センター(2年)
(3) 乳児院、児童養育施設等の施設整備、多機能化	⑦ 子育て支援センター(2年) ⑧ 子育て支援センター(2年)
(4) 子どもの権利の保障	⑨ 子育て支援センター(2年) ⑩ 子育て支援センター(2年)
(5) 養育者及び乳児院等の研究	⑪ 子育て支援センター(2年) ⑫ 子育て支援センター(2年)
(6) その他、家庭養育の推進に必要とする事業	⑬ 子育て支援センター(2年) ⑭ 子育て支援センター(2年)

資料) 山梨県自治体モデルプロジェクトのPPM実践の概要

山梨県内の社会資源の状況

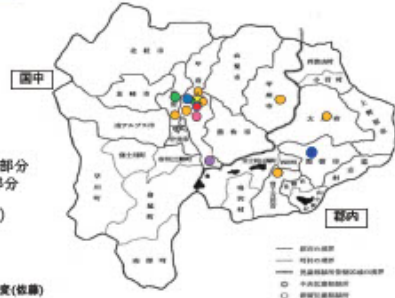
- 児童養護施設: 7
- 乳児院: 2
- 自立援助ホーム: 1
- 児童自立支援施設: 1
- 児童心理治療施設: 1
- ★ 児童家庭支援センター: 1

児童相談所(2か所)
中央児童相談所(24名) ●部分
都留児童相談所(7名) ●部分

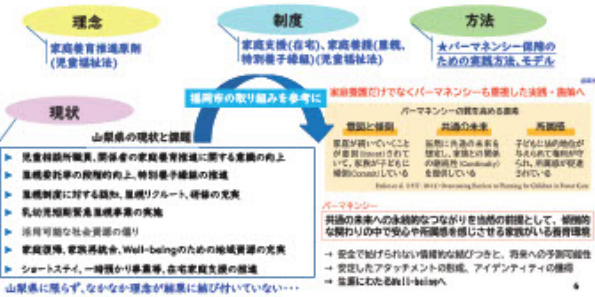
人口(令和4年11月1日現在)
801,619人
国中: 631,991人
郡内: 169,628人

※山梨県内で使用している研修資料を改変(佐藤)

児童相談所の管轄区域図



山梨県における課題と家庭養育推進のための方策



山梨県と日本財団との協定と目標

- ▶ 協定期間: 令和8年3月31日まで(最大)
- ▶ 目標①: 3歳未満の里親委託率向上
- ▶ R3年度末54.5% → R4年度末64.4% → R5年度末71.1% → R6年度末75%
- ▶ 目標②: 里親登録数を毎年13家庭純増、5年間で65家庭の純増
- ▶ 社会的養育を必要とする乳幼児につき、まず里親を支援して家庭復帰を試み、それが難しい場合はできる限り速やかに特別養子縁組や長期里親委託を検討するなど、パーマナンス(永続的な家庭)保障を目標とする
- ▶ 目標③: 遺棄児や予期しない若年妊娠等で、支援があっても実親による養育が見込めない場合は、できる限り速やかに特別養子縁組を検討する。
- ▶ 児童相談所に1名は、常勤専属の里親担当者をおく。
- ▶ その他の目標については、毎年の事業の進捗により協議して定める。

県内の実践のより良い発展のための事業評価・検証・支援

- 1. 家庭養育の推進に向けた関係者との協働・事業評価、検証と研修等の支援**
 - ▶ 事業評価・検証部分: モニタリング指標の継続的分析・県内の社会的養育体制の実態の変化を追っていく
 - ▶ 研究部分: パーマナンス・プランニング実践モデル構築研究: 乳児院及び児童養護施設に措置された児童に対して家庭養育とパーマナンスを保障する児童相談所のケースマネジメント実践モデルを開発・実施し、その支援プロセスと成果を検証
 - ▶ 協働・研修等の支援部分: 見習・民間機関に対し研修やプロジェクト・マネジメント・チーム(PMT)を開催し、実践を通じた目標の実現に向けて取り組みを深めていく
- 2. 市町村の在宅家庭支援機能の充実に目指す研修、情報提供等の支援**
 - ▶ 都留見相管内地域の家庭支援充実のため、里親家庭、要支援家庭を中心に、ショートステイなど宿泊機能を持つ児童家庭支援センターの新設計画、情報提供等で協働
 - ▶ 地域の社会資源の状況把握、開発、充実、活用のため、近隣市町村への研修や情報提供を行い、山梨県、児童相談所、市町村、民間機関が連携できる体制づくりを目指す。

PPM実践の実行に向けた準備

- ▶ 協定にある里親家庭の純増や特別養子縁組の推進等の目標は、PPM実行にあたっての基盤
 - ▶ 一方、施設養育の長期化、施設養育を家庭養育に切り替えていくだけでは、子どものパーマナンス保障が不十分な、分離の期間が長くなれば、家庭復帰が難しく、社会的養育からの自立を余儀なくされる実態がある。早期の家庭復帰や親族養育、家族との交流による継続的な関係の再構築は、見習が適切にケースマネジメントすることにより成果が出ることを協同市が実践の中で明らかにしてきた
 - ▶ そこで、山梨県においてパーマナンス・プランニング・実践モデルと実践の評価方法を実践することにより、実証的に実践モデルの構築を図ることとした
 - ▶ 2か所の児童相談所で実践にマネジメントの担当者として想定される2名の職員、県庁、福岡市職員、研究所の4者で下記の手続きを進めてきた
- ▶ ① 実践のベースラインとなるデータ収集のためマクロ指標・メソ指標を検討
 - ▶ ② 研究倫理審査を通してデータの収集・入力
 - ▶ ③ 指標の暫定的な結果を部分的に確認
 - ▶ ④ PPM実践ガイドラインとフィデリティ・チェックリストの作成、(加筆・修正等の検討)
 - ▶ ⑤ 実践に向けたガイドラインの周知のための見習職員研修(プレ1回、連続3回実施)
 - ▶ ⑥ 重要対協市町村幹部会及び施設長会でのPPMについての説明・周知

プレセッション② 「これからの社会的養育に必要な施策・実践・研究の協働」

PPM実践の実行に向けた準備

- ▶ PPMのケースマネジメント自体は、児童相談所を中心として実施する。しかしながら、PPM実践にあたっては、自治体モデルプロジェクトの取り組みの中で、研究所として課題提起した山梨県内の現状と課題への取り組みも併せて行う必要があった。特に、
 - ▶ ①県内社会資源の偏りへの対応
 - ▶ ②早期の家庭復帰を推進するための関係者の意識の醸成
 - ▶ ③家庭復帰を支える地域の家庭支援体制の構築
- を県内で、同時に推進すべき課題と認識して対応を進めることを計画した
- ①については、都留見相管内の児童家庭支援センターの創設に向けた協働
 - ②については、PPMの児童相談所研修と施設長会でのPPMの説明会を実施
 - ③については、2021年度2月から全県市町村を対象とした研修を実施

これらをベースに、2023年4月よりPPM実践を開始する

PPM実践の実行に向けた転換点

- ▶ ベースラインをとる議論の過程で、試行的に施設入所児童のメゾ・データ入力をした際、長期にわたる入所措置児童の保護者や親族との面会・交流の少なさや施設養護からそのまま自立に至っている実態を視覚的に認識したことが、一つの取り組みの転換点となった
 - ▶ 措置決定で子どもの安全な生活ができることに関係者が安心してそのままにしてしまいうのではなく、生活の場は家庭養育優先原則に基づき、できる限り家庭と同様の養育環境として里親・ファミリーホームを優先しつつ、早期に家庭復帰が可能となるよう、家庭環境調整や親族を含めた面会・外泊等の交流を行う必要性があり、それを可能にするためのケースマネジメントと、それができる体制として福岡市の家庭移行支援係のような体制を模した取り組みを作っていくこととする動きが見相内で活発化していった
 - ▶ 県庁もその動きや体制に理解を寄せて、仕組みとして定着させる見通しの検討を進めることになった
- 実践の結果がデータ化されることで、客観的に状況を認識し、そこから課題を見つけ対応するための方策の検討、実現に向けて進んでいくこととする原動力となっている

プレセッション②
「これからの社会的養育に必要な施策・実践・研究の協働」



乳幼児短期緊急里親の評価・検証 に関する調査研究


早稲田大学社会的養育研究所
 中村 豪志

HP : <https://waseda-riesc.jp> Twitter : [waseda_riesc](#) Email : nakamuraakeshi7@aoni.waseda.jp

調査概要

***仮説**
 これまでの緊急一時保護では、乳児院等の施設が対応しており、里親への委託が難しい現状があった。
 一特に乳幼児に関して、国連ガイドラインでも「専門家の有力な意見によれば、**幼い児童、特に3歳未満の代替養護は家庭を基本とした環境で提供されるべき。**」とされている。
 一方で、例外として「**代替的養護の実施が緊急性を有しており、又はあらかじめ定められた非常に限られた期間である場合であって、引き続き家庭への復帰が予定されているか、又は結果として他の適切な長期的養護措置が実現する場合**」としている。

***目的**
 先進的な初年度事業として、実施した利点と課題の整理することが必要

乳幼児短期緊急里親事業の概要

- * R3年7月～大分県において家庭養育推進自治体モデル事業の1つとして開始
- * 里親は「乳幼児短期緊急里親」として、民間フォスティング機関(NPO法人 chields)と年間単位で個別契約を結ぶ。
- * 毎月定額の報酬を受け取り、原則24時間365日児童相談所からの打診があれば、乳幼児の一時保護委託に応じる。
- * 休日夜間も含めた、常時委託可能な里親として、登録していただく。(毎週chieldsよりが委託不可日を確認する：冠婚葬祭等)

調査方法

***研究計画の作成および研究倫理審査の申請**
 研究が関係者に危害を被ることのないよう、適切に実施されるための手続きとして早稲田大学人を対象とする研究に関する倫理審査(2021-007)にて実施許可を受けて実施。

***そのほか、倫理的配慮**
 調査協力者には、協力は自由でありいつでも撤回可能であること、協力の拒否によって不利益は生じないことを説明し、協力を得た上で行った。
 また、**得られたデータは個人情報に配慮し、データ内の個人名や地区名等は匿名化した上で処理。**

乳幼児短期緊急里親事業の実績

***登録里親数**
 R3 : A市2、B市1、C市1、D市1 計5家庭
 R4 : A市3、B市2、C市1、D市1 計7家庭

	3年度(7/1~3/31)	4年度(4/1~9/30)
委託打診数	36件	16件
一時保護委託件数	24件	14件
委託全体延べ日数	240日	177日
最多活動里親家庭の受託件数	12件	4件
最少活動里親家庭の委託件数	4件	0件

調査方法

***実績値の集計・分析**

1. 支援実績データ
 年間の受託児童数、月毎の受託児童数、**平均委託日数、委託解除後の行き先**など
2. 支援に関わる事業データ
 契約里親数、子ども一人あたりの措置費、里親一人当たりの年間事業費用など
3. 比較のための一時保護の際の他事業データ
 一時保護所、乳児院の委託状況、年間事業費用、措置人数など

各機関の役割分担

・直接の委託打診
・委託中の里親担当や地区担当ケースワーカーによる家庭訪問

里親

・粉ミルク、おむつ、ベビーベッドなど必要物品の提供
・毎月月曜に委託可能か確認(その際のフォロー)
・意見交換会の開催(児相と相互理解、横の繋がりを作る、研修など)

民間機関

・委託可能な里親さんのスケジュール連絡(ファックスで毎週児相へ)

こども


児相

調査方法

***関係機関へのインタビュー調査**

- ①児童相談所担当ケースワーカー 4名
- ②里親 3名
- ③民間機関 3名

それぞれを対象としたグループインタビュー→得られたデータのコード化、図式化



それぞれの関係機関の視点から、より良いモデル構築自治体へのフィードバック

***インタビュー内容**

- ①事業における役割や関わり
- ②R3年度事業を振り返っての課題、今後改善した方がよい点
- ③子どもへの利点と課題として感じた内容

プレセッション② 「これからの社会的養育に必要な施策・実践・研究の協働」



調査結果

*結果に関しては、今後の報告書をご参照（ご意見の一部を紹介）

事業のメリット

- 子どもへのメリット
 - ・委託に際する環境変化が少なく、身体的・心理的負担が少ない（移送距離も減少）
 - ・委託中実わらない人が1対1で対応する安心感
 - ・感染症リスクの軽減
- 児相職員へのメリット
 - ・休日夜間を問わない委託打診によって、委託先探し負担が軽減

事業の課題

- 児相職員への負担
 - ・緊急里親への定期訪問、フォロー
 - ・実親との交流や長期措置に移る際の里親とのマッチングに関する移送、交流場所確保に関する負担増
- 短期預かり利用の難しさ
 - ・一時保護委託中となるため、一時的な里親の急用がある場合に、ショートステイ等の利用が難しい（再委託となる）



今後の調査課題

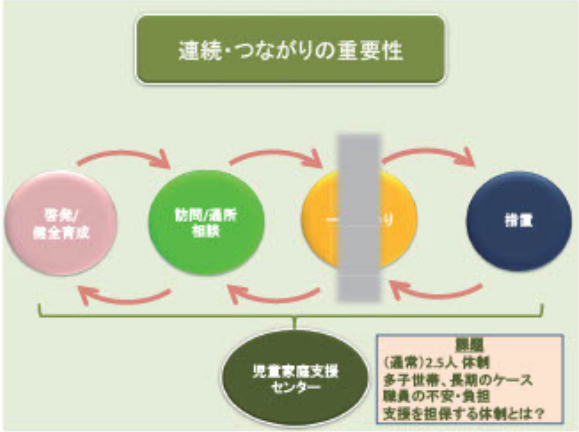
- *児相、里親が事業を行いやすくなるための体制整備
 - ・里親委託が進むことにより、子どもにとって良い面がある一方で、児相職員が増えないと負担としては大きいものとなる。
 - ・里親へのフォローに関しても、民間機関による充実した支援体制やショートステイ利用など、今後の在り方について検討が必要。
- *来年度以降の調査課題（予定）
 - ・子どもへの影響評価（社会的養育における養育環境測定法EQの開発研究との接続）
 - ・海外事例の調査（緊急時からの里親委託実践において、どのような制度となっているのか）
 - ・里親委託の際のアセスメントの在り方（特に乳幼児の一時保護委託の行動観察をどのように行うのかCBCL等を参考にした書式が必要！あくまで里親さんの可能な限りで）



プレセッション②
「これからの社会的養育に必要な施策・実践・研究の協働」

大分県 家庭養育推進自治体モデル事業について

早稲田大学
社会的養育研究所
上村宏樹



「大分県 家庭養育推進自治体モデル事業」

- ・2021年3月17日、全国で初めて日本財団と大分県が「家庭養育推進自治体モデル事業」にかかる協定を締結。
- ・4月1日より「家庭養育推進自治体モデル事業」を開始

第2期・本事業の内容: 1. 本事業の対象は次の各号に掲げる事業とする。実際に実施する事業については、別途協定のうえ、定めるものとする。

- (1) 児童相談(特に3歳未満の子どもの対応とする児童)及び母子家庭の増加
- (2) 多子世帯、親子分離の子供、子どもの家庭養育の促進
- (3) 乳児院および児童養育施設等の施設転換、多機能化
- (4) 子どもの虐待の低減
- (5) 虐待防止および民間団体の協働
- (6) その他、家庭養育の推進に必要と認められる事業

・2024年度までに3歳未満の児童養育率75%の達成を目指す。

- ・毎年新規児童15家庭の定着を目指す。
- ・新しい若年妊娠等で定着があっても実親による養育が見込めない場合や遺棄児については、できる限り速やかに特別養子縁組を検討する。

など (協定書第4条)

大分県:児童家庭支援センターのタイムスタディ調査

背景

- 社会的養育における地域支援の重要性を踏まえ、多様なサービスが用意される。児童家庭支援センターの人員配置基準は、施設・次期に期待する事業による増員等を踏まえており、一部はコアとなる人材で対応している。
- 児童家庭支援センターは、一時的な対応が求められているが、長期にわたる対応が求められるケースがあり、また中には多子世帯や虐待で発生した事例の対応も必要となる。

＜大分県の取り組み＞

- 合計14市の児童センターを支援し全県をカバー、人員を増やし支援体制を強化している。
- 時間外・緊急を目的、地域のニーズに応じた様々なサービスを行っている。

問い

- 児童家庭支援センターにおいて地域ニーズに対応する支援体制は?
- 児童家庭支援センターにおいてより効果的な支援とは?
- 児童家庭支援センターの各事業にどのような役割・身体的負担がかかっているのか?

調査

- 身体負担・負担軽減を行い効果的な支援、またコアに対応する支援体制を構築する。
- 事業・タイムスタディ及びインタビュー実施。
- 新たなアタラシを行うことによりどのような成果があるかを把握する。

流れ

ヒアリング/参与観察 → コード作成 → 実査 → 分析

大分県の取り組み

- 1. 児童家庭支援センター新設**
 - ・(課題)養育者社会的養育関係機関が不足、近隣市町に施設がない地域の課題
 - ・児童センターを2か所新設。
 - ・子ども家庭総合支援拠点事業(一部)委託も、地域支援事業の展開を念頭に、子ども食堂の運営や、子ども第二の居場所づくりなどを展開
- 2. フォスターリング専門NPOとの協働**
 - ・(課題)委託可能な人材の不足、またフォスターリング業務の専門ノウハウを持つ団体の不在。乳幼児の緊急一時保護の課題。
 - ・フォスターリング専門NPO「chiken」の創設(リクルート-養成を支援)。
 - ・民間手法導入・家庭養育推進員(4市に配置)とのタイアップ
- 3. 乳児院の機能転換**
 - ・(課題)児童相談推進に伴い、乳幼児の施設転換・多機能化の必要性、子ども子育て推進法でも多動児支援の重要性を指摘。
 - ・令和4年度〜乳児院の増設工事、乳幼児総合支援センターとして機能転換。
 - ・特別養子縁組児童の支援(縁組成立後も含めた包括的支援)、多動児家庭に対する支援

調査の流れ

- 事前ヒアリング・コード作成
- 試見 ~修正
- 説明会
- 1日試行実査
- 分析・結果①
- 実査
- 分析・結果②
- 報告

各児童家庭支援センターの主な支援

	Aセンター	Bセンター	Cセンター
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間365日対応 ・電話/来所/場所/訪問 ・養育訪問支援事業 ・児童指導委託 ・一時見かり ・ショートトワイラスタイル ・児童一時保護委託 ・監視レス/バイト など 	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間365日対応 ・電話/来所/場所/訪問 ・養育訪問支援事業 ・児童指導委託 ・親子関係再構築支援等 ・ショートトワイラスタイル(母子) ・産後ショートステイ ・児童一時保護委託 ・監視レス/バイト など 	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間365日対応 ・電話/来所/場所/訪問 ・養育訪問支援事業-子ども発見や訪問支援事業 ・児童指導委託 ・子育てサロン ・不登校サロン ・家庭再統合学習支援 ・予防的学習支援 など
地域支援・連携	<ul style="list-style-type: none"> ・親の会 ・心理支援 ・子どものプログラム ・家対協参加 ・市町村連携 ・支援対象児童等見守り強化事業 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂 ・子育てしつけ教室 ・乳幼児健診職員派遣 ・養育児童訪問地域協議会 ・協議会上の研究会等 ・家庭支援会(育母会) ・自立支援協議会 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・養育児童対策協議会参加 ・ショートステイ展開 ・6ヵ月サポート事業 ・コロナ禍の食支援 ・子どものプログラム など

現状

- ・ヒアリング実施
- ・業務コードを作成
- ・記入シートを作成
- ・説明会を実施
- ・試行実施へ
- ・逆引きの業務コードを作成
- ・心理的負担、身体的負担を合わせて測定
- ・インシデント・スタディの併用
- ・ヒアリングをしてより分かりやすい記入シートへ

プレセッション②
「これからの社会的養育に必要な施策・実践・研究の協働」

【調査項目】(児童家庭支援センターに関するデータ)

1「電話/来所/通所/訪問」	9「産後ショートステイ」
2「養育訪問支援事業」	10「児相一時保護委託」
3「児相指導委託」	11「里親レスパイト」
4「親子関係再構築」	12「要保護児童対策地域協議会」
5「子ども食堂」	13「研究会等」
6「子育てしつけ教室」	14「他機関連携研修会」
7「乳幼児健診職員派遣」	15「家族支援合同研修会」
8「ショート/トワイルイトステイ」	16「自立支援協議会」

業務コード(例) A:事業実施

1 児童相談所	A01	1 児童相談所	A01
1 児童相談所	A02	1 児童相談所	A02
1 児童相談所	A03	1 児童相談所	A03
1 児童相談所	A04	1 児童相談所	A04
1 児童相談所	A05	1 児童相談所	A05
1 児童相談所	A06	1 児童相談所	A06
1 児童相談所	A07	1 児童相談所	A07
1 児童相談所	A08	1 児童相談所	A08
1 児童相談所	A09	1 児童相談所	A09
1 児童相談所	A10	1 児童相談所	A10
1 児童相談所	A11	1 児童相談所	A11
1 児童相談所	A12	1 児童相談所	A12
1 児童相談所	A13	1 児童相談所	A13
1 児童相談所	A14	1 児童相談所	A14
1 児童相談所	A15	1 児童相談所	A15
1 児童相談所	A16	1 児童相談所	A16
1 児童相談所	A17	1 児童相談所	A17
1 児童相談所	A18	1 児童相談所	A18
1 児童相談所	A19	1 児童相談所	A19
1 児童相談所	A20	1 児童相談所	A20
1 児童相談所	A21	1 児童相談所	A21
1 児童相談所	A22	1 児童相談所	A22
1 児童相談所	A23	1 児童相談所	A23
1 児童相談所	A24	1 児童相談所	A24
1 児童相談所	A25	1 児童相談所	A25
1 児童相談所	A26	1 児童相談所	A26
1 児童相談所	A27	1 児童相談所	A27
1 児童相談所	A28	1 児童相談所	A28
1 児童相談所	A29	1 児童相談所	A29
1 児童相談所	A30	1 児童相談所	A30
1 児童相談所	A31	1 児童相談所	A31
1 児童相談所	A32	1 児童相談所	A32
1 児童相談所	A33	1 児童相談所	A33
1 児童相談所	A34	1 児童相談所	A34
1 児童相談所	A35	1 児童相談所	A35
1 児童相談所	A36	1 児童相談所	A36
1 児童相談所	A37	1 児童相談所	A37
1 児童相談所	A38	1 児童相談所	A38
1 児童相談所	A39	1 児童相談所	A39
1 児童相談所	A40	1 児童相談所	A40
1 児童相談所	A41	1 児童相談所	A41
1 児童相談所	A42	1 児童相談所	A42
1 児童相談所	A43	1 児童相談所	A43
1 児童相談所	A44	1 児童相談所	A44
1 児童相談所	A45	1 児童相談所	A45
1 児童相談所	A46	1 児童相談所	A46
1 児童相談所	A47	1 児童相談所	A47
1 児童相談所	A48	1 児童相談所	A48
1 児童相談所	A49	1 児童相談所	A49
1 児童相談所	A50	1 児童相談所	A50
1 児童相談所	A51	1 児童相談所	A51
1 児童相談所	A52	1 児童相談所	A52
1 児童相談所	A53	1 児童相談所	A53
1 児童相談所	A54	1 児童相談所	A54
1 児童相談所	A55	1 児童相談所	A55
1 児童相談所	A56	1 児童相談所	A56
1 児童相談所	A57	1 児童相談所	A57
1 児童相談所	A58	1 児童相談所	A58
1 児童相談所	A59	1 児童相談所	A59
1 児童相談所	A60	1 児童相談所	A60
1 児童相談所	A61	1 児童相談所	A61
1 児童相談所	A62	1 児童相談所	A62
1 児童相談所	A63	1 児童相談所	A63
1 児童相談所	A64	1 児童相談所	A64
1 児童相談所	A65	1 児童相談所	A65
1 児童相談所	A66	1 児童相談所	A66
1 児童相談所	A67	1 児童相談所	A67
1 児童相談所	A68	1 児童相談所	A68
1 児童相談所	A69	1 児童相談所	A69
1 児童相談所	A70	1 児童相談所	A70
1 児童相談所	A71	1 児童相談所	A71
1 児童相談所	A72	1 児童相談所	A72
1 児童相談所	A73	1 児童相談所	A73
1 児童相談所	A74	1 児童相談所	A74
1 児童相談所	A75	1 児童相談所	A75
1 児童相談所	A76	1 児童相談所	A76
1 児童相談所	A77	1 児童相談所	A77
1 児童相談所	A78	1 児童相談所	A78
1 児童相談所	A79	1 児童相談所	A79
1 児童相談所	A80	1 児童相談所	A80
1 児童相談所	A81	1 児童相談所	A81
1 児童相談所	A82	1 児童相談所	A82
1 児童相談所	A83	1 児童相談所	A83
1 児童相談所	A84	1 児童相談所	A84
1 児童相談所	A85	1 児童相談所	A85
1 児童相談所	A86	1 児童相談所	A86
1 児童相談所	A87	1 児童相談所	A87
1 児童相談所	A88	1 児童相談所	A88
1 児童相談所	A89	1 児童相談所	A89
1 児童相談所	A90	1 児童相談所	A90
1 児童相談所	A91	1 児童相談所	A91
1 児童相談所	A92	1 児童相談所	A92
1 児童相談所	A93	1 児童相談所	A93
1 児童相談所	A94	1 児童相談所	A94
1 児童相談所	A95	1 児童相談所	A95
1 児童相談所	A96	1 児童相談所	A96
1 児童相談所	A97	1 児童相談所	A97
1 児童相談所	A98	1 児童相談所	A98
1 児童相談所	A99	1 児童相談所	A99
1 児童相談所	A00	1 児童相談所	A00

逆引き 事業コード表(例)

児童相談所	センター	A01	児童相談所	A01
児童相談所	センター	A02	児童相談所	A02
児童相談所	センター	A03	児童相談所	A03
児童相談所	センター	A04	児童相談所	A04
児童相談所	センター	A05	児童相談所	A05
児童相談所	センター	A06	児童相談所	A06
児童相談所	センター	A07	児童相談所	A07
児童相談所	センター	A08	児童相談所	A08
児童相談所	センター	A09	児童相談所	A09
児童相談所	センター	A10	児童相談所	A10
児童相談所	センター	A11	児童相談所	A11
児童相談所	センター	A12	児童相談所	A12
児童相談所	センター	A13	児童相談所	A13
児童相談所	センター	A14	児童相談所	A14
児童相談所	センター	A15	児童相談所	A15
児童相談所	センター	A16	児童相談所	A16
児童相談所	センター	A17	児童相談所	A17
児童相談所	センター	A18	児童相談所	A18
児童相談所	センター	A19	児童相談所	A19
児童相談所	センター	A20	児童相談所	A20
児童相談所	センター	A21	児童相談所	A21
児童相談所	センター	A22	児童相談所	A22
児童相談所	センター	A23	児童相談所	A23
児童相談所	センター	A24	児童相談所	A24
児童相談所	センター	A25	児童相談所	A25
児童相談所	センター	A26	児童相談所	A26
児童相談所	センター	A27	児童相談所	A27
児童相談所	センター	A28	児童相談所	A28
児童相談所	センター	A29	児童相談所	A29
児童相談所	センター	A30	児童相談所	A30
児童相談所	センター	A31	児童相談所	A31
児童相談所	センター	A32	児童相談所	A32
児童相談所	センター	A33	児童相談所	A33
児童相談所	センター	A34	児童相談所	A34
児童相談所	センター	A35	児童相談所	A35
児童相談所	センター	A36	児童相談所	A36
児童相談所	センター	A37	児童相談所	A37
児童相談所	センター	A38	児童相談所	A38
児童相談所	センター	A39	児童相談所	A39
児童相談所	センター	A40	児童相談所	A40
児童相談所	センター	A41	児童相談所	A41
児童相談所	センター	A42	児童相談所	A42
児童相談所	センター	A43	児童相談所	A43
児童相談所	センター	A44	児童相談所	A44
児童相談所	センター	A45	児童相談所	A45
児童相談所	センター	A46	児童相談所	A46
児童相談所	センター	A47	児童相談所	A47
児童相談所	センター	A48	児童相談所	A48
児童相談所	センター	A49	児童相談所	A49
児童相談所	センター	A50	児童相談所	A50
児童相談所	センター	A51	児童相談所	A51
児童相談所	センター	A52	児童相談所	A52
児童相談所	センター	A53	児童相談所	A53
児童相談所	センター	A54	児童相談所	A54
児童相談所	センター	A55	児童相談所	A55
児童相談所	センター	A56	児童相談所	A56
児童相談所	センター	A57	児童相談所	A57
児童相談所	センター	A58	児童相談所	A58
児童相談所	センター	A59	児童相談所	A59
児童相談所	センター	A60	児童相談所	A60
児童相談所	センター	A61	児童相談所	A61
児童相談所	センター	A62	児童相談所	A62
児童相談所	センター	A63	児童相談所	A63
児童相談所	センター	A64	児童相談所	A64
児童相談所	センター	A65	児童相談所	A65
児童相談所	センター	A66	児童相談所	A66
児童相談所	センター	A67	児童相談所	A67
児童相談所	センター	A68	児童相談所	A68
児童相談所	センター	A69	児童相談所	A69
児童相談所	センター	A70	児童相談所	A70
児童相談所	センター	A71	児童相談所	A71
児童相談所	センター	A72	児童相談所	A72
児童相談所	センター	A73	児童相談所	A73
児童相談所	センター	A74	児童相談所	A74
児童相談所	センター	A75	児童相談所	A75
児童相談所	センター	A76	児童相談所	A76
児童相談所	センター	A77	児童相談所	A77
児童相談所	センター	A78	児童相談所	A78
児童相談所	センター	A79	児童相談所	A79
児童相談所	センター	A80	児童相談所	A80
児童相談所	センター	A81	児童相談所	A81
児童相談所	センター	A82	児童相談所	A82
児童相談所	センター	A83	児童相談所	A83
児童相談所	センター	A84	児童相談所	A84
児童相談所	センター	A85	児童相談所	A85
児童相談所	センター	A86	児童相談所	A86
児童相談所	センター	A87	児童相談所	A87
児童相談所	センター	A88	児童相談所	A88
児童相談所	センター	A89	児童相談所	A89
児童相談所	センター	A90	児童相談所	A90
児童相談所	センター	A91	児童相談所	A91
児童相談所	センター	A92	児童相談所	A92
児童相談所	センター	A93	児童相談所	A93
児童相談所	センター	A94	児童相談所	A94
児童相談所	センター	A95	児童相談所	A95
児童相談所	センター	A96	児童相談所	A96
児童相談所	センター	A97	児童相談所	A97
児童相談所	センター	A98	児童相談所	A98
児童相談所	センター	A99	児童相談所	A99
児童相談所	センター	A00	児童相談所	A00

2つの児童家庭支援センターの新設

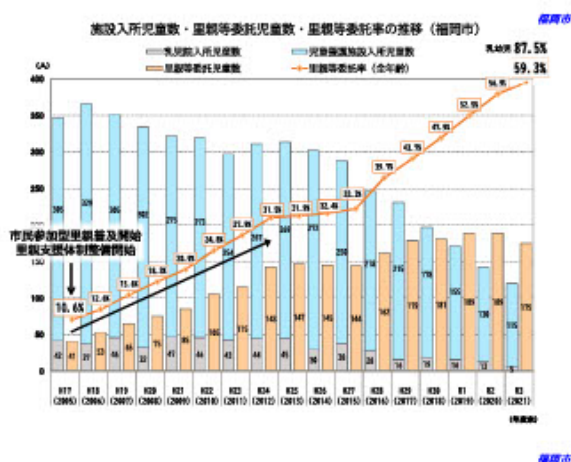
Dセンター	Eセンター
<ul style="list-style-type: none"> ・2021年11月30日に開所 ・体制:相談員2名、指導員2名、心理士1名(+Cセンター長) ・新たに預かり事業等を実施。 ・里親支援専門員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・2021年3月14日に開所。 ・センター長、相談支援員3名、心理士1名(+Cセンター長) ・新たに第三の居場所事業等を実施。 ・市総合的な子ども支援拠点の敷地内。
<p>特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重複されたノウハウ・つながり ・既存児童家庭支援センター等のバックアップ ・頼られる存在。 ・新たな取り組み 	
<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な多様な相談(質量・キャパシティ) ・人材育成・人材募集 ・地域ニーズへの対応 	
<p>研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果の検証・検証(ヒアリング等) ・所の・情報や研修・プログラム等の紹介・提供 ・役割 ・モデルの概念化 	

プレセッション②
「これからの社会的養育に必要な施策・実践・研究の協働」

パーマネンシー保障に向けた
実践と研究の協働

～自治体実務の進展のために～

2023年3月10日
早稲田大学社会的養育研究所 招聘研究員
福岡市子ども家庭課子ども福祉係長 榎井亮



里親委託による家庭養育の提供は広がったが
施設入所児童の状況には目を向けているか？

施設養育も里親養育も
永続的養育(実親・親族養育、特別養子縁組)
までの一時的環境ではないのか？

- 家族と離れたいわけではなかった
- 家族が私を育てていけるよう支援してほしい
- なぜ親ではなく私が家を離れなければならないのか
- 早く家族のもとに戻れるようにしてほしい

パーマネンシー (Permanency)

パーマネンシーの質を高める要素		
意図と傾倒	共通の未来	所属感
家庭が続いていくことが意図(Intent)されていて、家族が子どもに傾倒(Commit)している	当然に共通の未来を想定し、家族との関係の継続性(Continuity)を提供している	子どもに法的地位が与えられて権利が守られ、所属感が促進されている

出典: Erlen et al. (1977: 10-11) Overcoming Barriers to Planning for Children in Foster Care

パーマネンシー = パーマネンシープランニングの達成目標
共通の未来への永続的なつながりを当然の前提として、傾倒的な関わりの中で安心や所属感を感じさせる家族がいる養育環境

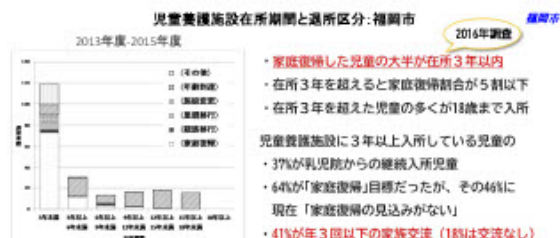
- 安全で妨げられない情緒的な結びつきと、将来への予測可能性
- 安定したアタッチメントの形成、アイデンティティの獲得
- 生涯にわたるウェルビーイングへ

実践の継続
児童福祉所としての実感 (2011-2015年頃)

- 家庭復帰をめざした一時的な施設入所だったはずが...
- ▶ 減っていく親子の交流、遠のいていく親子関係
- ▶ 見相と家族、施設と家族の連絡や相談の減少
- ▶ 自らは家族のことを口にしない子どもたち
- ▶ 措置理由の変化 (放任の危険度、親の養育不安)
- ▶ 頼れる家族がいまま施設を巣立っていく若者たち

児童相談所は、措置当初の目標(家庭復帰等)の達成や再検討など
継続的なケースマネジメントができていますか？
現状と実践について説明責任があるのではないかと

→ 現状把握、実践要素の改善・整理、プロセスと結果の検討へ



児童養護施設在所期間が3年を超えると家庭復帰の割合が下がり、**家族との交流が希薄なまま自立まで長期入所となる子どもを多く生んでいる**

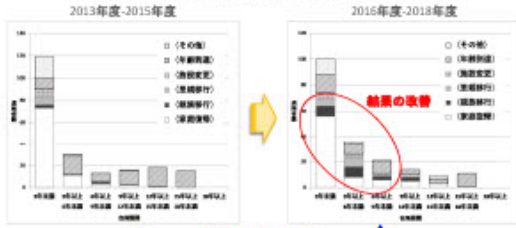
- 措置当初から家族の参画を促し、
- ① 乳児院在所児童の家庭復帰・親族養育・特別養子縁組・里親委託に向けた進行管理を強化
 - ② 児童養護施設在所児童は最大でも入所後3年間に親子交流促進と家庭支援を集中実施
 - ③ その結果として家庭復帰が見込めない場合は目標を見直し親族養育や特養等へ移行支援
- 出典: 榎井亮 (2017) 「子どもの養育入所からの脱却をめざして - 施設入所期間に基づく家庭移行支援」
藤村武史編著『児童相談所改革と協働の道』p105-140

専任の係(家庭移行支援係)設置により
親子分離後のパーマネンシー保障に向けたケースマネジメントを強化

- ① 進行管理機能
 - ・入所後1か月以内の家族参画協議でプラン策定(パーマネンシーゴール、ゴールの優先順位、達成に向けた支援内容、再評価時期)
 - ・親子の交流計画と交流状況モニタリング(毎月、全児童)
 - ・プランを再検討する担当者会議(最低6か月毎、全児童)
 - ※6か月は最低ライン→乳幼児は毎月の交流状況等を踏まえて適宜再検討
 - ・候補の養親・里親・親族の定期確認、保護者への里親委託方針説明
- ② ケースワーク機能
 - ・施設との協働による家族交流促進(家族への定期連絡)、家庭支援
 - ・区(市町村)の継続関与: 家族への相談支援(親子交流、家庭支援に関する相談と支援)、見相と協働した家庭復帰プランの検討
 - ・親族調査の徹底、親族里親の積極活用
 - ・代替プランの並行準備(養育可能な親族、養親候補の確保など)

プレセッション② 「これからの社会的養育に必要な施策・実践・研究の協働」

(参考)児童養護施設在在期間と退所区分の変化:福岡市



支援プロセスの改善

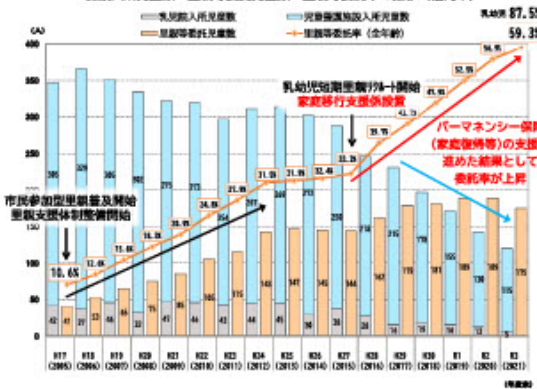
- ・〈家庭復帰〉プロセスで子ども面接と保護者面接が2倍に増加
- ・〈親族移行〉プロセスで親族面接が5倍、保護者面接が2.5倍に増加
- ・〈里親移行〉プロセスで保護者面接が7分の1に減少(減額)

結果の改善

- ・パーマネンシーゴール達成率(退所児童に占める〈家庭復帰〉〈里親移行〉割合)の上昇 44.5%→52.9%
- ・再退所率(18.1%→13.9%)、再保護率(17.0%→13.9%)、再施設率(12.8%→6.9%)の減少
- ・里親等委託率 33.3%→47.9%

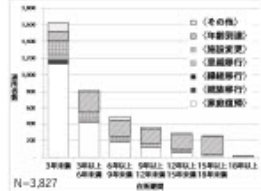
福井光 (2021) 「パーマネンシー実現に向けた児童養護施設の実践結果の検討—個別プロセスと連携体制の変化にみる成果と課題」ソーシャルワーク学会誌 43号

施設入所児童数・里親等委託児童数・里親等委託率の推移(福岡市)



全国の状況+

児童養護施設在在期間と退所区分(全国:2015年度)



- ・家庭復帰した児童(1,909人)の69%が在所期間4年未満
- ・在所期間4年を超えた退所児童(1,865人)の家庭復帰割合は5割を切り、48.5%が18歳到達後の退所
- ・親族養育への移行は2.1%
- ・特別養子縁組への移行は0.5%

※里親支援専門員調査等の調査結果(2016)第7頁 新たな社会的養育の在り方に関する検討会資料8から抜粋者作成

児童養護施設入所児童(全国2018.2.1)



- ・平均在在期間 5.2年 (59.5%が3年以上)
- ・19.9%は家族と交流がない
- ・交流がある児童の79.2%が年11回以下の面会
- ・58.3%が自立まで現在のまま養育(=家庭復帰等見送しなし)

研究課題+

児童養護施設在在期間と退所区分(全国:2015年度)



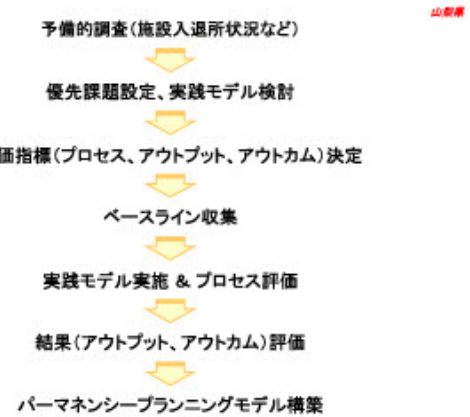
実践(と施策)のプロセスと結果の検討に基づく
実践(と施策)のモデル構築が課題

パーマネンシープランニングモデル(PPM)構築研究の目的
乳児院と児童養護施設に措置された児童に**パーマネンシーを保障する児童相談所のケースマネジメント実践のモデルを開発・実施し、その支援プロセスと成果を検証することで、有効な実践モデルを構築する**

実践の原則

- 【子どもの意見の優先】
対象となる児童の意向を最優先して支援や措置の判断を行う
- 【個別性の重視】
指針等に示された基準やケース属性(年齢等)による画一的な判断は避け、個別状況のアセスメントに基づく判断を行う
- 【家族の参加】
プラン策定や支援過程への家族参加を可能な限り促して下記を促進
・家族自身の決定や自己覚知に伴う持続的な変化
・子どもが家庭に復帰して留まるために必要なこと、家庭復帰以外の選択肢の意義やその選択のために家族がすることの理解
・家族が子どものために選択・判断する機会づくり

研究計画+



パーマネンシーゴール と パーマネンシープランニング

相談援助活動の原則(児童相談所運営指針 2018~)

- ・家庭復帰に向けた努力を最大限に行う必要があり、それが困難と判断された場合は、親族・知人による養育(親族里親、親族による養育里親、養子縁組)、さらには、**特別養子縁組**を検討し、これらが子どもにとって適当でないとして判断された場合には、**里親等への委託や児童福祉施設等への措置を検討すること。**

米国におけるパーマネンシープランニングの位置づけ
生涯にわたる関係性を築く機会を提供できる家族のもとで子どもが暮らすことを、**短期の限定的な期間内に支援するためにデザインされた、目的達成志向の強い一連の系統立った実践プロセス**
出典: Maluccio, A.N., Fein, E., and Olmstead, K. A.(1986)

家庭から分離しない、できる限り早く家庭に戻す、それが不適切な場合は養子縁組することを目標とし、**非継続的強制的子どもは半年毎に審査し、措置後18か月以内にパーマネンシーゴールを確定させる**
Adoption Assistance and Child Welfare Act (1980)

複数のゴール設定を可能とし、再統合と養子縁組の準備を同時に進める並行プランニング(concurrent planning)を認める
Adoption and Safe Families Act (1997)

永続性が保障された法的な親が誰になるのか不明瞭な状態から、それが法的に用意になる状態へ子どもを移行する支援プロセスであり、子どもたちは安全で安定した養育環境と、生涯にわたって支援的な関係の養育者を得られる
出典: Pecora, P. J., Whittaker, J. K., Barth, R. P. et al.(2019)

パーマネンシーゴール と パーマネンシープランニング

本実践における「パーマネンシーゴール」(案)

- ①出身家庭へ復帰し、実家族のもとで安全に育つ【**家庭復帰**】→家庭維持
- ②親族や親の知人など実家族とのつながりを感じられる家庭で育つ【**親族養育移行**】(親族との養子縁組、親族里親委託、親族による養育里親などの枠組みに基づく養育を優先)
- ③特別養子縁組の養父母候補者である養子縁組里親への委託【**特別養子縁組**】
- ④養育への関与や親子交流を継続する家族との協働による里親養育【**養育里親移行**】(家族交流がない児童が長期委託された養育里親の特別養子-普通養子となる選択も要検討)

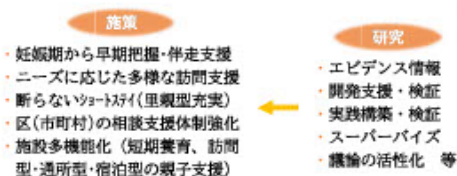
本実践における「パーマネンシープランニング」(案)

家族から離された子どもに合ったパーマネンシーゴールを設定し、複数のゴールを並行準備しながら、家族や関係者と協働して一定期間内に支援と評価を繰り返す強固なケースマネジメントにより、**子どもの時間感覚を重視したパーマネンシーの早期達成をめざす**

プレセッション② 「これからの社会的養育に必要な施策・実践・研究の協働」

パーマネンシープランニングの実践要素（案）

- ・一時的な代替養育から子どもを移行する様々な選択肢（パーマネンシーゴール）の特定と優先順位の設定、その同時進行
- ・パーマネンシーゴール達成に向けた具体的なタスク（家族交流促進、多面的サービス提供等）、その実施主体、評価期限を明確に定めたプラン策定
- ・定期的なプラン再検討（評価期限までの交流状況や支援結果に基づくパーマネンシーゴールや支援内容の見直し等）と、素早い方針決定
- ・これらのプラン策定や支援過程への**家族参加**
 - 家族の視点から、支援が必要な課題や場面が整理され、支援が焦点化される
 - 家庭復帰に必要なことを家族が理解し、考えや行動に持続的な変化が生じる
 - 家庭復帰以外のパーマネンシーゴールへの家族の理解と関与が深まる
- ・家族交流の積極的促進と親子への肯定的フィードバック（親子の話題になる子どもの日常行動、家族と会えた喜びの表現、うまく関わり合えた交流場面など）
- ・交流状況（頻度・交流相手の変化）の定期的なモニタリング
- ・親子関係のアセスメント、家族交流、在宅支援のためのサービス開発（親子宿泊型の支援、親子交流の送迎や場の提供、訪問事業・ショートステイ事業の拡充）
- ・親族調査（記録の再確認、関係者ヒアリング等）による親族の発見と交流促進
- ・親族里親や親族による養育里親の積極的活用
- ・ゴール達成後を支える支援者（在宅支援を担う市区町村等）の事前関与



参考文献

Emlen et al. (1977: 10-11) Overcoming Barriers to Planning for Children in Foster Care
 福井光・中村有希・藤林武史 (2017) 「福岡市における施設入所児童調査に基づく家庭移行支援の取り組み」『子どもの虐待とネグレクト』19巻2号、p222-230
 福井光 (2017) 「子どもの長入所からの脱却をめざして—施設入所児童調査に基づく家庭移行支援」藤林武史編著『児童相談所改革と協働の道』p105-160
 福井光 (2021) 「パーマネンシー」橋本達也も編著『社会的養育ソーシャルワークの道程』
 福井光 (2021) 「パーマネンシー保障に向けた児童相談所の実践結果の検討—援助プロセスと選所統計の変化にみる成果と課題」『ソーシャルワーク学会誌』43号、p15-27
 厚生労働省・新たな社会的養育の在り方に関する検討会 (2016) 里親支援専門相談員等の調査結果 (第7回 資料 8)
 厚生労働省『児童養護施設入所児童等調査の概要』(平成30年2月1日現在)
 Maluccio, A.N., Fein, E., and Olmstead, K. A. (1986) *Permanency Planning for Children: Concepts and Methods*, Tavistock Publications.
 Pecora, P. J., Whittaker, J. K., Barth, R. P. et al. (2019) *The Child Welfare Challenge: Policy, Practice, and Research Fourth Edition*, Routledge.